

新	旧	備考
<p data-bbox="163 248 983 367">貿易一般保険包括保険（2年未満案件）の引受基準について</p> <p data-bbox="309 392 840 462">日本機械輸出組合 日本鉄道車両輸出組合 日本船舶輸出組合</p> <p data-bbox="495 509 985 579">平成13年4月1日 01-制度-00069 最終改正 <u>平成26年2月26日</u> 一部改正</p> <p data-bbox="163 665 985 1163">この規程は、「貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書」、「貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書」又は「貿易一般保険包括保険（船舶）特約書」（以下「船舶特約書」という。）により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、設備財特約書第4条（附帯別表第4）の保険契約締結の制限及び保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、設備財特約書第1条の輸出契約等（輸出契約又は貿易保険法第26条第1項及び第2項に基づき輸出契約若しくは仲介貿易契約とみなされるものをいう。以下同じ。）のうち2年未満案件（「別紙1 2年未満案件の解釈等」1. に該当する輸出契約等をいう。以下同じ。）に限り適用するものとする。</p> <p data-bbox="555 1209 589 1240">記</p> <p data-bbox="163 1286 510 1318">1. 基本的引受基準 （略）</p> <p data-bbox="185 1362 398 1394">(1)～(10) （略）</p> <p data-bbox="163 1441 983 1511"><u>(11) 仕向地が公海（いずれの国の排他的水域、領海若しくは内水又はいずれの群島国の群島水域にも含まれない海洋であって、</u></p>	<p data-bbox="1010 248 1830 367">貿易一般保険包括保険（2年未満案件）の引受基準について</p> <p data-bbox="1155 392 1686 462">日本機械輸出組合 日本鉄道車両輸出組合 日本船舶輸出組合</p> <p data-bbox="1377 509 1832 579">平成13年4月1日 01-制度-00069 沿革（略）</p> <p data-bbox="1010 665 1832 1163">この規程は、「貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書」、「貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書」又は「貿易一般保険包括保険（船舶）特約書」（以下「船舶特約書」という。）により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、設備財特約書第4条（附帯別表第4）の保険契約締結の制限及び保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、設備財特約書第1条の輸出契約等（輸出契約又は貿易保険法第26条第1項及び第2項に基づき輸出契約若しくは仲介貿易契約とみなされるものをいう。以下同じ。）のうち2年未満案件（「別紙1 2年未満案件の解釈等」1. に該当する輸出契約等をいう。以下同じ。）に限り適用するものとする。</p> <p data-bbox="1402 1209 1435 1240">記</p> <p data-bbox="1010 1286 1357 1318">1. 基本的引受基準 （略）</p> <p data-bbox="1032 1362 1245 1394">(1)～(10) （略）</p>	

新	旧	備考
<p><u>海洋法に関する国際連合条約（United Nations Convention on the Law of the Sea。以下「国連海洋法条約」という。）第 86 条に定義するものをいう。）又は排他的経済水域（国連海洋法条約第 55 条に定義するものをいい、国連海洋法条約第 33 条に定義する接続水域を含む。）（以下「公海等」という。）である輸出契約等（貨物が海底ケーブルであるものに限る。）は、約款第 3 条第 1 号に規定するてん補危険について、設備財特約書第 1 条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。但し、当該てん補危険について、被保険者が保険契約の締結を希望する場合はこの限りではない。</u></p> <p>(12)その他</p> <p>① フルターンキー条項の付いた輸出契約等であって、被保険者が希望する場合は、「フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて」（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00042）により取り扱うこととする。</p> <p>ただし、「別表 1 国別引受基準」の『その他の条件』欄において、「独立行政法人日本貿易保険は、戦争、革命又は内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」とする国が仕向国となる輸出契約等又は仕向地が公海等である輸出契約等（貨物が海底ケーブルであるものに限る。）であって約款第 3 条第 1 号に規定するてん補危険の保険契約締結を行わない輸出契約等については、当該規程は適用しないこととする。</p> <p>② エスカレーションクローズ付きの輸出契約等にあつては、「貿易一般保険運用規程」（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00034）第 15 条により取り扱うこととする。</p> <p>③ 輸出契約等に基づく技術等の提供に係る支出費用について保険契約を締結する場合には、「支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて」（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00043）により取り扱うこととする。ただし、仕向地が公海等である輸</p>	<p>(11)その他</p> <p>① フルターンキー条項の付いた輸出契約等であって、被保険者が希望する場合は、「フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて」（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00042）により取り扱うこととする。</p> <p>ただし、「別表 1 国別引受基準」の『その他の条件』欄において、「独立行政法人日本貿易保険は、戦争、革命又は内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」とする国が仕向国となる輸出契約等については、当該規程は適用しないこととする。</p> <p>② エスカレーションクローズ付きの輸出契約等にあつては、「貿易一般保険運用規程」（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00034）第 15 条により取り扱うこととする。</p> <p>③ 輸出契約等に基づく技術等の提供に係る支出費用について保険契約を締結する場合には、「支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて」（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00043）により取り扱うこととする。</p>	

新	旧	備考
<p><u>出契約等（貨物が海底ケーブルであるものに限る。）であって約款第3条第1号に規定するてん補危険の保険契約締結を行わない輸出契約等については、当該規程は適用しないこととする。</u></p> <p>2. 国別引受制限 （略）</p> <p>附 則 [<u>平成 26 年 2 月 26 日</u>] この改正は、<u>平成 26 年 2 月 28 日</u>から実施する。</p> <p>[別紙 1] ～ [別紙 5] （略）</p> <p>[別 表 1] ～ [別 表 2] （略）</p>	<p>2. 国別引受制限 （略）</p> <p>[別紙 1] ～ [別紙 5] （略）</p> <p>[別 表 1] ～ [別 表 2] （略）</p>	